

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

下記のとおり、参加意思証明書の提出を招請します。

令和8年1月20日

支出負担行為担当官

科学技術・イノベーション推進事務局統括官

井上 諭一

記

1 件名

我が国の核燃料物質管理状況等に係る集計業務

2 当該招請の趣旨

本件は下記3の業務を実施するものである。下記4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、公募を実施するものである。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、応募者による企画競争を実施する予定である。

3 概要

原子力の研究開発及び利用に当たっては、核不拡散への配慮が不可欠である。我が国は、NPT（核兵器不拡散条約）の下、全ての核物質・原子力活動をIAEA（国際原子力機関）の保障措置の下に置いており、特にプルトニウムに関しては、平和利用を大前提に、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持している。そのため、プルトニウム利用の透明性の向上を図り、国内外の理解を得ることが重要であることから、国内外において使用及び保管している、未照射分離プルトニウム（以下、「分離プルトニウム」という。）の管理状況を、平成6年以降、毎年公表しているところである。

また、関係9ヶ国（米、露、英、仏、中、日、独、ベルギー及びスイス）は、平成6年2月より、プルトニウム利用の透明性を向上するための国際的枠組みの構築について検討を開始し、平成9年12月には、プルトニウム利用に係る基本的原則とともに、プルトニウム保有量の公表等を定めた「プルトニウム国際管理指針（INFCIRC549）」の採用を決定した。以来、関係9ヶ国は、指針に基づき、各国のプルトニウム保有量をIAEAに報告し、IAEAがこれを公表してきたところである。

我が国において、プルトニウム利用に係る信頼性の高い情報を国内外に向けて引き続き公表していくことは、国内外の理解を得ていく上で今後とも必要不可欠であることから、「令和7年における我が国のプルトニウム管理状況」及び「プルトニウム国際管理指針に基づきIAEAを通じて公表する令和7年末における我が国のプルトニウム保有量」の作成に係る集計作業を行う。

この公募は、本業務の受注希望の有無を確認するため、参加意思表明書の提出を招請するものである。

4 応募要件

（1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又

- は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ないこと。
- (5) 原子炉等規制法第61条の10に定める指定情報処理機関、あるいは下記の証明書類を提出し、支出負担行為担当官が資格を有することを認めた者であること。
- ・核原料物質又は核燃料物質に関する計量管理データを取り扱ったことがあり、十分な実績を有することを証明する書類
 - ・本業務の実施により知り得た情報を適切に管理し、漏洩しないための体制等について問題がないことを証明する書類
 - ・本業務を行う業務担当予定者の氏名及び資格等についての一覧表

5 仕様書の内容を示す場所

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館6階622室

(受付時間：10時00分から12時00分、13時00分から17時00分)

6 応募方法

応募者は、下記に示す書類を提出すること。

参加意思表明書（様式1）

競争参加資格審査結果（全省庁統一資格）通知書の写し

見積書

※単価や数量等、内容が分かる内訳も記載すること。

※宛先は「支出負担行為担当官科学技術・イノベーション推進事務局統括官」とすること。

※社名及び代表者役職・氏名を記載し代表印を押印すること。押印を省略する場合、本件の責任者及び担当者の所属・役職・氏名・連絡先（メールアドレス・電話番号）を必ず記載すること。

上記4 応募要件を満たしていることが確認出来る書類

7 提出期限及び提出場所

(1) 提出期限：令和8年2月20日（金）17時00分

(2) 提出方法：電子メール、持参又は郵送

(3) 提出場所：東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館6階618室

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局原子力政策担当室 黒田

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(3) 本公示に記載のない事項は、仕様書によることとする。

(4) 本調達は、令和8年度予算の成立をもって有効とする。

9 問合せ先

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館6階

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局原子力政策担当室 黒田

電話番号 03-6257-1316（直通）